

令和 5 年度

鳥 羽 市 健全化判断比率
各会計資金不足比率 審査意見書

鳥羽市監査委員

鳥 監 第 3 4 号
令和 6 年 8 月 16 日

鳥羽市長 中 村 欣一郎 様

鳥羽市監査委員 村 林 守
鳥羽市監査委員 木 下 順 一

令和 5 年度鳥羽市健全化判断比率・
各会計資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月 22 日号外法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度鳥羽市健全化判断比率・各会計資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出します。

凡 例

- 1 文中及び表中で、千円単位で表示した金額は、原則として四捨五入した。
また、比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入した。
- 2 上記により、文中及び表中の金額及び比率は、内訳と、内訳の合計が合致しないものがある。
- 3 文中に用いているポイントとは、%間または指数間の単純差引数値である。
- 4 表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0.0」・・・該当数字はあるが、単位未満のもの
「—」・・・該当数字なし、又は算出不能なもの
「△」・・・負の数、減少

令和5年度 鳥羽市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 準拠している基準

地方自治法(昭和22年法律第67号)第198条の4第1項の規定により定められた鳥羽市監査基準(令和2年4月1日鳥羽市監査委員告示第2号)

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率等審査(鳥羽市監査基準第7条第1項第7号)

3 審査の対象

令和5年度鳥羽市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として考察した。

5 審査の実施内容

令和6年7月25日から令和6年8月16日までの期間において、関係書類との照合等の手続きを実施した。

第2 審査の結果

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

記

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率		将来負担比率
			単年	3ヵ年平均	
令和5年度算定値	—	—	8.0	7.7	—
令和4年度算定値	—	—	7.7	7.9	10.8
差 引 増 減	—	—	0.3	△0.2	—
早期健全化基準	14.13	19.13	—	25.0	350.0

第3 意見

① 実質赤字比率について

令和5年度の実質収支は黒字となっているため実質赤字比率は算定されず、良好な状態となっている。なお、実質収支比率は6.92%である。

(単位:千円、%)

実 質 収 支 額	469,186	=	実質収支比率	実質赤字比率
標 準 財 政 規 模	6,771,783		6.92	—

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質収支は黒字となっているため連結実質赤字比率は算出されず、良好な状態となっている。なお、連結実質収支比率は41.28%である。

(単位:千円、%)

連 結 実 質 収 支 額	2,795,732	=	連結実質収支比率	連結実質赤字比率
標 準 財 政 規 模	6,771,783		41.28	—

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率(3ヵ年平均)は7.7%であり、昨年度と比較し0.2ポイント減少しており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており良好である。

なお、単年度でみると、8.0%であり、前年度の比率と比較し0.3ポイント増加している。

この主な要因は、分子において、元利償還金は増加傾向にあるが、控除する基準財政需要額の各事業費に参入される漁港費や小学校費が減少したことから増加した。分母においては、標準財政規模は微減し、控除する公債費算入額が減少したことから増加した。このことから、分子の増加率が分母の増加率を上回ったことにより、単年度比率は増加したことによるものである。

(単位:千円、%)

(A + B)	—	(C + D)		実質公債費比率
(1,369,164 + 200,664)		(102,742 + 1,006,758)	=	(単年度)
E	—	D		8.0
6,771,783		1,006,758		

A: 地方債の元利償還金(繰上償還及び満期一括地方債の元金に係るものを除く)

B: 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)

C: 元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源

D: 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E: 標準財政規模(臨時財政対策債を含む)

(単位:千円、%)

単 年 度			⇒	実質公債費比率
令和3年度	令和4年度	令和5年度		(3ヵ年平均)
7.5	7.7	8.0		7.7

※ 実質公債費比率は、単年度分は小数点以下第2位を四捨五入、3ヵ年平均は小数点以下第1位未満を切り捨てしているため、計数が一致しないことがある。

④ 将来負担比率について

令和 5 年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため算定されず、良好な状態となっている。

なお、前年度の比率は 10.4%となっていた。将来負担額については、一般会計等の地方債残高が 6 億 5,706 万 9 千円減少したほか、公営企業等の地方債の元金償還金に対する一般会計等負担見込額が 4,664 万 6 千円、一部事務組合の地方債元利償還金に対する一般会計等負担金見込額が 1 億 1,581 万 5 千円、それぞれ減少しており、退職手当支給予定額のうち一般会計等負担金見込額は 3,846 万 8 千円増加したものの、分子である将来負担額の合計額は、8 億 806 万 2 千円減少している。そこから控除される充当可能財源等については、財政調整基金などの充当可能基金の年度末現在高が 4 億 4,757 万 2 千円増加し、充当可能特定歳入の見込額が 3,280 万 6 千円、地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額が 4 億 406 万 4 千円の減少となっており、充当可能財源等の合計額は 1,070 万 2 千円増加となった。

また、標準財政規模は 1,291 万 6 千円減少し、そこから控除される事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が 3,618 万 7 千円減少し、分母合計で 2,327 万 1 千円増加したため、将来負担比率が減少したものである。

将来負担額	充当可能財源等		(単位:千円、%)
13,300,538	13,496,771	=	将来負担比率
標準財政規模	算入公債費等		—
6,771,783	1,006,758		

第 4 是正改善を要すべき事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 5 年度 鳥羽市各会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 準拠している基準

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 198 条の 4 第 1 項の規定により定められた鳥羽市監査基準(令和 2 年 4 月 1 日鳥羽市監査委員告示第 2 号)

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項に基づく資金不足比率審査(鳥羽市監査基準第 7 条第 1 項第 7 号)

3 審査の対象

次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ①令和 5 年度鳥羽市定期航路事業特別会計
- ②令和 5 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計
- ③令和 5 年度鳥羽市水道事業会計

4 審査の着眼点

市長から提出された各会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として考察した。

5 審査の実施内容

令和 6 年 7 月 25 日から令和 6 年 8 月 16 日までの期間において、関係書類との照合等の手続を実施した。

第 2 審査の結果

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

記

(単位:%)

会 計 名	令和 5 年度	令和 4 年度	差 引 増 減	経営健全化基準
①鳥羽市定期航路事業特別会計	—	—	—	20.0
②鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	—	—	
③鳥羽市水道事業会計	—	—	—	

第3 意見

① 令和5年度鳥羽市定期航路事業特別会計の資金不足比率について

定期航路事業特別会計においては、資金不足となっていないことから、資金不足比率は算出されず、良好な状態となっている。

(単位:千円、%)

資金の不足額 (前年度繰上充用金 0) 事業の規模(営業収益) 276,868	=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 5px;">資金不足比率</td></tr><tr><td style="padding: 5px;">—</td></tr></table>	資金不足比率	—
資金不足比率				
—				

※ 「 資金の不足額 > 0 」である場合、資金不足が発生している。

② 令和5年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計の資金不足比率について

特定環境保全公共下水道事業特別会計においては、資金不足となっていないことから、資金不足比率は算出されず、良好な状態となっている。

(単位:千円、%)

資金の不足額 (前年度繰上充用金 0)	=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 5px;">資金不足比率</td></tr><tr><td style="padding: 5px;">—</td></tr></table>	資金不足比率	—
資金不足比率				
—				
事業の規模(下水道使用料) 34,294				

※ 「 資金の不足額 > 0 」である場合、資金不足が発生している。

④ 令和5年度鳥羽市水道事業会計の資金不足比率について

水道事業会計においては、資金不足となっていないことから、資金不足比率は算出されず、良好な状態となっている。なお、水道事業会計決算審査意見書に記載した事業の短期流動性を表す流動比率は818.3%である。

(単位:千円、%)

資金の不足額(流動負債 248,325 - 流動資産 2,416,834)	=	資金不足比率
事業の規模(営業収益)951,418		—
※「 資金の不足額 > 0 」である場合、資金不足が発生している。		

第4 是正改善を要すべき事項

特に指摘すべき事項はない。